2023 年 4 月改正

神戸市看護大学共同研究助成募集要領

1. 趣旨

本研究助成は、本学設置の趣旨に則り本学の教員が共同で行う優れた学術研究を奨励・発展させることを目的とする。

2. 対象

1）研究代表者は本学教員でなければならない。

2） 研究代表者として申請出来る課題数は、各研究種目につき1課題とする。

3）共同研究者は、原則として本学教員とするが、研究の内容や研究の種類によっては、学外者（他大学・他施設の職員）を共同研究者に加えることができる。但し、臨床共同研究にあっては実習施設に勤務する職員を共同研究者に加えることとする。

4）共同研究者は同一の研究種目内であっても複数の課題に申請出来る。

3. 共同研究費助成を申請する条件

重点・一般：本学の複数の教員が入っていること。

臨床：本学教員と実習施設の職員が入っていること。

成果発表：前年度あるいは前々年度に採択された共同研究に関するものであること。

研究メンバーの転出・退職等があった場合、必要最小限度のメンバー変更は認める。

研究代表者が転出・退職等の場合は、研究代表者の交替も認める。

４．研究助成種目と配分額

研究助成種目は臨床共同研究計画書作成に関する助成、重点研究、一般研究、臨床共同研究、成果発表の5種類とする。それぞれの研究費割り当ては、年度初頭の教育研究審議会において審議される。

1）重点研究:卓越した教育研究の推進につながる重要な課題（国や神戸市あるいは国際的な保健医療福祉に関する課題）1件に限る。

2）一般研究:研究課題は自由とする。

3）臨床共同研究:臨床に関連した問題について、神戸市民病院群および実習関連施設に勤務する職員と共同して研究する課題とする。

4)臨床共同研究の研究計画書作成の助成について

臨床共同研究費の一部を次年度臨床共同研究の研究計画書作成のための助成金に割り当てる。予算枠20万円で応募件数により按分する。ただし、計画書作成のための支援であるため、一件あたりの支給上限は3万円とする。この助成金の用途は会議のための交通費と資料・文献の印刷、および図書購入に限定する。研究課題の締め切り後、臨床からの研究課題については、その時点で教員に提示する。その研究課題については、研究計画書作成のための助成には応募できないが、臨床共同研究費の助成には応募できる。

5)成果発表のための助成について

前年度及び前々年度における重点研究、一般研究、臨床共同研究において採択された研究成果を、 研究代表者または共同研究者が、学会等で発表する場合の旅費（交通費・宿泊費）・学会参

加費を助成する。旅費・学会参加費の支出については、1演題1名分までとする。

申請書の提出については、学会開催日の3ヶ月前の研究推進委員会に間に合うように申請すること。申請は「共同研究成果発表費助成申請書（様式6）」を用いること。様式6の記入にあたって、発表を予定している学会名欄は記載を省略することはできない。この助成種目に関する支出は当面、助成種目としての総額が 40 万円を超えない額とする。

５．研究テーマ、研究者、研究方法の追加・変更および研究経費の変更について

申請書の審査を通過した後の研究テーマ、研究代表者、共同研究者、研究方法の追加・変更は、原則として認めない。それが必要な場合は、必ず研究推進委員会に申し出ること。

また、計画自体に変更がない場合でも、各費目の額について、共同研究費の総額のおおむね50％を超える額の変更を行う場合および計画外の費用が追加される場合には、それが予測された時点で、すみやかに理由書（書式任意）と修正した「研究経費明細」を、研究推進委員会に提出する。研究費の執行は、変更内容が委員会で承認された後に可能となる。

６．研究費として申請可能なもの

共同研究費における申請は、神戸市看護大学研究費執行マニュアルに準じて申請が可能である。

7．研究期間

年度内に研究が終了するものとし、決算は単年度とする。研究費の執行は単年度で終えるとしても、それ以降（データ分析や執筆・学会発表準備など）は次年度に持ち越して継続するという計画も可とする（ただし最長2年）。

8． 研究成果の発表及び報告書の提出について

1） 4． 1)、2)、3)の研究助成を受けた者はその成果につき当該年度3月末迄に「研究実績報告書（様式5）」を提出する。成果を論文（種別を問わない）として既に本学紀要に投稿し掲載された場合、それを報告書に代えることができる。 論文の要領は紀要投稿規定に従う。 また、研究実績報告書を提出した後2年以内に、臨床共同研究については各病院で行われる看護研究発表会等で、重点研究と一般研究については学会等で成果を発表し、共同研究学会等発表報告書（様式7）とそれを証明する抄録等を研究推進委員会に提出する。

重点研究については、 研究実績報告書を提出した後、3年以内に査読のある学術雑誌への掲載を義務とする。 この期限を過ぎる場合には委員長に申し出る。

2） 4．1)、2)、3)の研究が年度内に未完了の場合、「共同研究費研究（実績・経過）報告書（様式5）」を提出し、次年度改めて「共同研究費研究（実績・経過）報告書（様式5）」を提出する。本学紀要以外に投稿した場合も提出する。

なお、研究代表者が研究期間終了後、1年以内に「研究実績報告書」が提出できない場合は、次年度の研究代表者として申請はできない。

3）研究成果を本学紀要および本学以外の学術雑誌に論文として発表するときには、本学の共同研究助成を受けたことを明記する。

9. 申請方法と審査

助成種目それぞれの所定の研究費助成申請書（様式1、2、6）に必要事項を記入の上、 所定の期日までに事務局に電子メールで提出すること。 期日については別途通知する。

なお申請書は、所定の様式に収まるように記載し、別途説明が必要な場合は資料を添付する。ただし、アンケート用紙、依頼書等の提出は不要とする。

・研究推進委員会において審査基準に沿って審査を行いその結果に基づき教育研究審議会にて決定する。

・人を対象とした研究課題に関しては倫理委員会の承認を受けること。倫理審査終了後速やかに、倫理審査結果および研究計画書（修正がある場合は修正後の研究計画書）を事務局へ提出すること。

１０．審査基準

（重点研究、一般研究、臨床共同研究）

①研究課題の学術的重要性・妥当性

・応募条件に見合った研究である

・学術的に推進すべき重要な課題であり、その背景が記載されている

・本研究により期待される成果として、学術的波及効果や貢献度が高いことが記載されている

・研究の位置づけや目的が具体的に示されている

・応募額に見合った研究上の意義がある

②研究計画・研究方法の妥当性

・年度内で実施可能な計画である（スケジュール、準備性の記載）

・目的を達成するために研究デザインや研究方法が適切である

・計画が具体的である（研究デザイン、データ収集、分析手法の記載）

・役割分担が適切である（共同研究者の役割分担の記載がされている）

・倫理的な配慮がなされている

③予算の妥当性

・高額あるいは研究費総額に占める割合が高いものがある場合、その根拠が記載されている

・研究方法に見合った経費明細が書かれている

（成果発表）

①研究課題の学術的重要性・妥当性

・発表すべき学術的重要性・妥当性のある課題

②申請計画の妥当性

・研究の進行状況から見て予定されている発表に実現可能性が十分あるか

・研究内容と発表予定学会の関連性に問題はないか

③予算の妥当性

・交通費、宿泊費、学会参加費、欧文論文校訂費など各支払い予定費目に十分な妥当性がある（不必要に長期間の旅程になっていない、など）